

令和7年度 体罰防止のための取組

八王子市立松木中学校生徒指導部

1. 体罰防止に関する基本方針

生徒は、誰もがよりよく生きたいという意欲や願いを持っている。この願いを全教職員が受け止め、生徒の可能性を引き出し、信頼関係に基づいた指導を進めることが大切である。生徒にとって、教職員との信頼関係は、自分の考えが受け止められ尊重されていると感じられたときに築かれるものである。このことを念頭に置き、教職員一人一人が日々の指導の中で人権感覚を高めるとともに体罰防止に努めていく。

2. 組織的な指導体制づくり

- (1) いじめ・登校支援対策委員会(週1回)を活用し、問題行動が見られる生徒や配慮が必要な生徒について、定期的に報告・情報交換を行い、適切な指導の在り方について協議する。
- (2) 校内委員会(週1回以上)を活用し、個に応じた特別支援の在り方を情報共有する。
- (3) 教員が相互に授業参観を行い、生徒理解の深化を図る。

3. 研修会の実施

「体罰禁止」を教員の絶対的規範として確立することを目的とした校内研修を実施し、生徒への指導の在り方を見直す機会にする。

4. 体罰ゼロ宣言ポスター及び、体罰防止のスローガンの掲示

体罰防止のスローガンを作成し、職員室内の扉付近等、日常的に確認できる場所に掲示することで、体罰を根絶する指導を推進していく。

5. 「体罰防止セルフチェックシート」を全教員に配布し、毎月の状況を把握

- ・全教員は、毎月、体罰防止に関する項目を自己点検し、体罰発生を未然に防ぐようにする。
- ・管理職が全教員の回答を必ず確認し、必要に応じて教員への聞き取りを行うなどの対応を行う。
- ・日常的に管理職が授業観察を行い、教職員のみならず外部人材の指導の状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行う。
- ・自己申告に伴う面談や体罰根絶に向けた面談等で教員一人一人の体罰に関する意識について確認し、課題がある場合は確実に指導する。

6. 児童・生徒性暴力防止の3ない運動の実施

- ・全教職員が、「さわらない」「送らない」「二人きりにならない」を徹底する。
 - 「さわらない」・・・指導に不必要な身体接触は行わない。
 - 「送らない」・・・生徒及び保護者に対して、個人的なメール・SNS等の送信はしない。
 - 「二人きりにならない」・・・閉鎖的な状況で指導・対応をしない。